

## シチズングランドの主な遵守事項

令和5年4月1日より、シチズン健康保険組合様より東村山の子どもたちに対しご高配を賜り、東村山市として用地を取得するまでの間、本グラウンドを利用させていただけることになりました。

近隣の環境に配慮しながら、グラウンドを利用していただくよう「使用に関するルール」を守り、特に以下の内容を遵守していただくようお願いいたします。

- ① 来場は徒歩もしくは自転車を基本とし、自動車の来場数は少年野球連盟（以下連盟）の指示する台数とする。（正門より入場、自転車は所定の場所へ駐輪）
- ② 来場する際は一般の通行に配慮してご来場ください。特に自動車は以下の地図どおり入庫・出庫すること。（降車後は西側駐車場から園内を通りグラウンドへ）
- ③ 周辺道路での駐停車及び送迎、道具の荷下ろし禁止。
- ④ 利用時の声出しは、連盟の指示に従うこと。
- ⑤ トイレはバックネット裏を利用すること。
- ⑥ 施設内の備品・消耗品は使用后、整理整頓する。
- ⑦ 利用時間を守り、終了後はベンチの清掃、グラウンドはトンボで整地後、ブラシ掛けを行い原状回復に努める。
- ⑧ 園内及び周辺は全面禁煙。（1本の吸い殻で今後の利用ができなくなります）
- ⑨ ごみは持ち帰る。
- ⑩ その他、「使用に関するルール」を遵守すること。

